4　簡単な暫間固定及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
5　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯肉剥離掻爬手術又は歯周組織再生誘導手術について、レーザー照射により当該手術の対象歯の歯根面の歯石除去等を行った場合は、手術時歯根面レーザー応用加算として、所定点数に40点を加算する。

Ｊ０６３－２　骨移植術（軟骨移植術を含む。）
1　自家骨移植
イ　簡単なもの　1,780点
ロ　困難なもの　10,790点
2　同種骨移植（生体）　12,870点
3　同種骨移植（非生体）　11,830点
注　骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０６３－３　骨（軟骨）組織採取術
1　腸骨翼　3,150点
2　その他のもの　4,510点
注　２については、口腔内から組織採取を行った場合を除く。

Ｊ０６４　歯肉歯槽粘膜形成手術
1　歯肉弁根尖側移動術　600点
2　歯肉弁歯冠側移動術　600点
3　歯肉弁側方移動術　770点
4　遊離歯肉移植術　770点
5　口腔前庭拡張術　2,820点

Ｊ０６５　歯槽骨骨折非観血的整復術
1　１歯又は２歯にわたるもの　680点
2　３歯以上にわたるもの　1,300点

Ｊ０６６　歯槽骨骨折観血的整復術
1　１歯又は２歯にわたるもの　1,300点
2　３歯以上にわたるもの　2,700点

Ｊ０６７　上顎骨折非観血的整復術　1,570点

Ｊ０６８　上顎骨折観血的手術　11,710点

Ｊ０６９　上顎骨形成術
1　単純な場合　16,250点
2　複雑な場合及び２次的再建の場合　32,400点

Ｊ０７０　頬骨骨折観血的整復術　11,610点

Ｊ０７０－２　頬骨変形治癒骨折矯正術　27,000点

Ｊ０７１　下顎骨折非観血的整復術　1,240点
注　三内式線副子以上を使用する連続歯**牙**結紮法を行った場合は、650点を加算する。

Ｊ０７２　下顎骨折観血的手術
1　片側の場合　10,000点
2　両側の場合　19,110点

Ｊ０７２－２　下顎関節突起骨折観血的手術
1　片側　21,700点
2　両側　36,170点

Ｊ０７３　口腔内軟組織異物（人工物）除去術
1　簡単なもの　30点
2　困難なもの
イ　浅在性のもの　680点
ロ　深在性のもの　1,290点
3　著しく困難なもの　4,400点

Ｊ０７４　顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術
1　簡単なもの
イ　手術範囲が顎骨の２分の１顎程度未満の場合　850点
ロ　手術範囲が全顎にわたる場合　1,680点
2　困難なもの
イ　手術範囲が顎骨の３分の２顎程度未満の場合　2,900点
ロ　手術範囲が全顎にわたる場合　4,180点

Ｊ０７５　下顎骨形成術
1　おとがい形成の場合　4,990点
2　短縮又は伸長の場合　17,160点
3　再建の場合　27,750点
注　２については、両側を同時に行った場合は、所定点数に3,000点を加算する。

Ｊ０７６　顔面多発骨折観血的手術　26,550点

Ｊ０７７　顎関節脱臼非観血的整復術　410点

Ｊ０７８　顎関節脱臼観血的手術　18,330点

Ｊ０７９　顎関節形成術　32,400点

Ｊ０８０　顎関節授動術
1　徒手的授動術（パンピングを併用した場合）　990点
2　顎関節鏡下授動術　5,620点
3　開放授動術　17,550点

Ｊ０８１　顎関節円板整位術
1　顎関節鏡下円板整位術　14,470点
2　開放円板整位術　21,700点

Ｊ０８２　歯科インプラント摘出術（１個につき）
1　人工歯根タイプ　460点
2　ブレードタイプ　1,250点
3　骨膜下インプラント　1,700点
注　骨の開さくを行った場合は、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

Ｊ０８３　顎骨インプラント摘出術
1　２分の１顎未満の範囲のもの　2,040点
2　２分の１顎以上の範囲のもの　6,270点